

○財務省告示第四十号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
三十一年一月二十八日に発行した政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成三十一年二月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八百十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五								
額最		イ 払		イ 発		イ 募								
低	行争非者特													
額	入札格第I													
面	金	金	金	金	金	金	金							
金	金	金	金	金	金	金	金							
五		七	八	額	七	額	込	募	各	当	も	各	価	一
万		千	千	面	千	面	み	限	国	て	の	申	格	国
円		二	二	金	万	金	の	度	債	る	か	込	競	債
		百	百	額	円	額	応	の	市	。	ら	み	争	市
		六	六	で	で	で	募	額	場	そ	の	の	入	場
		十	十	八	三	三	額	の	特	の	う	ち	札	特
		六	六	千	兆	兆	を	範	別	応	ち	応	発	別
		億	億	二	五	五	割	囲	参	募	募	募	行	参
		四	四	百	千	千	り	内	加	額	を	を	「	加
		千	千	六	百	百	当	に	者	を	順	順	と	者
		二	二	十	三	三	て	お	ご	次	次	次	い	・
		百	百	二	十	十	る	い	と	割	割	割	う	第
		一	一	億	億	億	。	て	の	り	り	り	。	I
		万	万	十	十	十	各	各	の	い	い	い	。	非
				三	三	三	申	申	の					
				億	億	億	の	の	申					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				三	三	三	の	の	の					
				億	億	億	申	申	の					
				十	十	十	の	の	の					

